

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市、国

第12準備書面

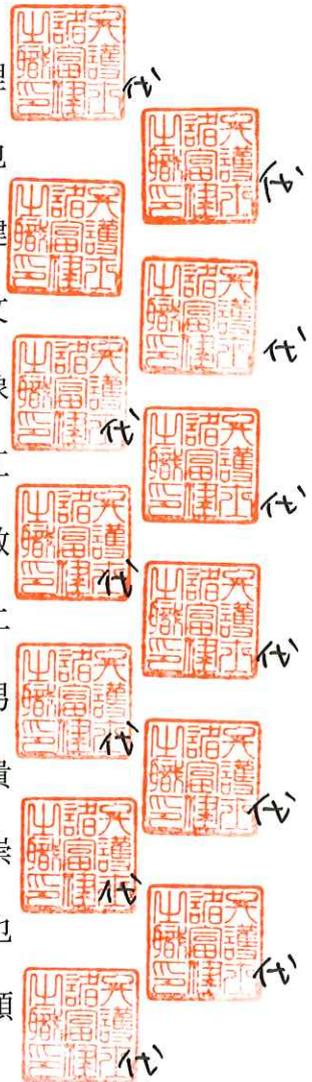
—原告第9準備書面の求釈明に関する補充—

2025年12月8日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士	佐藤真	理
弁護士	愛須勝	也
弁護士	諸富健	健
弁護士	佐藤博文	文
弁護士	小野寺義象	象
弁護士	岸松江	江
弁護士	種田和敏	敏
弁護士	中谷雄二	二
弁護士	清家康男	男
弁護士	大河原壽貴	貴
弁護士	毛利崇	崇
弁護士	八木和也	也
弁護士	井下	下



記

1 本書面の目的

被告国は、第4準備書面第1の2(1)「ア 自衛官等の場合」の第1段落において、住基4情報を「住民基本台帳の一部の写しにより取得する場合の法的根拠は」として、自衛隊法97条1項と同施行令120条であるとして住基法11条1項を挙げていなかった。

これに対して、原告が、法廷（第7回弁論）において、本当に自衛隊法97条1項と同施行令120条だけでいいのかと確認したところ、「そうだ」と答えたものの、次回までに他の求釈明事項とともに、書面で回答することになった。

そこで、原告が法廷で縷々述べた被告主張に対する疑問について、以下に改めて整理するので、これを踏まえた書面回答を求めるものである。

2 被告主張に対する疑問

- (1) 被告国の第4準備書面第1の2(1)のAは、「自衛官等の募集対象者に係る個人4情報を、住民基本台帳の一部の写しにより取得する場合の法的根拠は」として述べているが、ここで言う「個人4情報」とか「住民基本台帳の一部」というのは、住基法11条1項のことではないのか。同条項以外に、自治体が自衛隊に対して「住民基本台帳の一部」である「個人4情報」を提供する法的根拠があるのか。

言い換えると、名簿提供の法的根拠は、自衛隊法97条1項と同施行令120条のみに基づき行なわれ、住基法11条1項は介在しない＝必要ない規定だということか。

以上の点を明確にして頂きたい。

- (2) そもそも、令和3年2月5日付の防衛省と総務省の両課長通達（甲

3) は、住民基本台帳の一部の写しの国への提出については、自衛隊法97条1項及び自衛隊法施行令120条に基づき、現行においても実施可能であるところ、改めて下記のとおり通知するとあった（下線は原告代理人）。

原告は、かかる「現行においても実施可能である」との記載の意味について、「住民基本台帳の一部の写し」の提出を求めることは、現行住基法11条1項の「閲覧させることを請求する」に含まれている（だから現行でも実施可能である）という解釈基準を示しているのではないかと考えたが、これは間違いだということか。

- (3) 奈良地本が県内の住民に郵送した葉書（甲9の1、2）は、名宛人の個人情報入手した法的根拠について、「自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条に基づく地方公共団体への募集対象者情報の提出依頼、又は、住民基本台帳法第11条第1項に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧を通じて入手しております」と記載している（下線と太字は原告代理人）。

以上を読む限り、自衛隊法97条1項及び自衛隊法施行令120条は自衛隊の自治体に対する「提出依頼」の法的根拠とされているだけで、自治体がこれに対して何をどういう法的根拠で提出したのかの記載がない。従って、上記葉書の「提出依頼」に応じた自治体側の法的根拠（存否と内容）が明らかでないと思われ、これを明確にして頂きたい。

- (4) 前記の葉書（甲9の1、2）は、原告など高校卒業予定者宛に郵送したものであることが明らかである。そうすると、「又は」でつないで、「住民基本台帳法第11条第1項に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧を通じて」入手したというのは、名簿提供を得られず閲覧で入手した場合の法的根拠を説明したものと考えられる。

以上のことから、以下の疑問が生ずる。

第1に、同じ高校卒業予定者の募集対象者情報であるのに、名簿提供の自治体と閲覧の自治体とで、前者は住基法11条1項は関係ないとし、後者は住基法11条1項そのものの適用によるということになるが、かような理解で間違いないか。

第2に、被告国第4準備書面第1の2(1)の「イ 高等工科大学の生徒の場合」は、自衛隊法97条1項と同施行令120条は適用がなく、自衛隊法29条1項と同法35条と住基法11条1項だと主張する。

しかし、「閲覧を通じて入手」という点では、高校卒業予定者の情報を閲覧で入手する場合も中学校卒業予定者の情報を閲覧で入手する場合も、法的には全く同じではないのか。なぜ違いがあるのか。

以上の2つの疑問に答えて頂きたい。

以上

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟
原告
被告 奈良市、国

第13準備書面
— 本件争点における原告第8準備書面の位置づけ —

2025年12月8日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

原告訴訟代理人

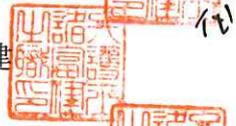
弁護士 佐藤 真 理



弁護士 愛須 勝 也



弁護士 諸富 健



弁護士 佐藤 博文



弁護士 小野寺 義象



弁護士 岸 松江



弁護士 種田 和敏



弁護士 中谷 雄二



弁護士 清家 康男



弁護士 大河原 壽貴



弁護士 毛利 崇



弁護士 八木 和也



弁護士 井下 顕



1 本件争点における第8準備書面の位置づけ

(1) 憲法論

原告第8準備書面では、自衛官の職務の本質と実態及びその憲法適合性について詳細に論じた。その結語において、現在の自衛隊が憲法9条2項の「戦力」に該当することが明らかであって、その人的構成である自衛官の存在も当然違憲の存在であるとともに、賭命義務を負って武力を行使する兵士＝自衛官は憲法13条の立場からも許されない矛盾する存在であると述べた。

今回提出する南山大学法務研究科の實原隆志教授の意見書では、住民基本台帳法11条1項の合憲性、自衛隊法97条1項の合憲性、自衛隊法施行令120条の合憲性について論じられているが、原告第8準備書面はこの意見書の正当性を裏付ける主張書面となっている。

この意見書では、自衛隊の求人活動のために個人情報を提供することの問題点を指摘しているが、原告第8準備書面は、賭命義務を負う自衛官の特殊性を明らかにしてこの問題点を示したものであり、重要な要証事実となっている。

(2) 違法性

原告は、本件条例8条1項1号の「法令等」の解釈について、①関係機関への個人情報の提供を認める立法趣旨が明らかで、②保護されるべき利益も明確で、提供される範囲も合理的なものに限っておこなわれることの2つの要件を満たすような法令であることが必要となると主張しているところである（原告第5準備書面3～5頁）。

本件は、被告奈良市が被告国の出先機関である自衛隊奈良地方協力本部に対し、原告を含む募集対象者の個人情報4情報を紙媒体で提供したという事案であるが、提供先の関係機関である防衛省・自衛隊がいかなる組織か、保護されるべき利益が何かを考える上で、原告第8準備書面は重要な素材を提供する主張書面である。

原告第11準備書面で、自衛隊法97条1項は組織規範で個人情報法にいう「法令」たり得ず、また政令である自衛隊法施行令120条も「法令」たり得ないと主張しているところであるが、原告第8準備書面は、本件条例8条1項1号の「法令等」の解釈の要件該当性を判断する上で、重要な間接事実を主張した書面であり、原告第11準備書面における主張を補強するものとなっている。

(3) 小括

本書面では、原告第8準備書面を補足する形で、防衛省・自衛隊の募集事務の実態を明らかにし、改めて本件名簿提供が上記2つの要件

を満たすものではなく、違法であることを明らかにする。

2 防衛省・自衛隊の募集事務の実態

(1) 人員不足の現状

自衛官の定員は247,154人であるが、何十年にもわたって欠員状態が続いており、2022年度の自衛官等採用者数は計画数の66%、2023年度の自衛官等採用者数は計画数の51%にとどまった。とりわけ、自衛官候補生の落ち込みは激しく、2022年度は計画数の43%、2023年度は計画数の30%しか採用できていない(甲116)。2024年度には現員220,252人と初めて定員の9割を割り込んだ(甲117)。この背景として、止めどない少子化と若年人口の減少に加え、安保法制による自衛隊の海外も含む任務の拡大や「安保三文書」による長射程ミサイル配備など敵基地攻撃能力の保有を柱とする大軍拡、台湾有事の危機感を煽る日米両政府の動きなどから、自衛隊員が実際に戦場に送られるおそれが高まり、不安を抱く若者とその家族が少なからずいるであろうこと、自衛隊内でパワハラ、セクハラ、いじめなどの人権侵害が蔓延する現状などがあるとの指摘もある(甲118)。

また、中途退職者も増加しており、2022年度には、直近15年間で最多の6,174人に達した。その背景には、現場自衛官の任務激化や組織の深刻なハラスメントがあるとされる(甲119)。

(2) 政府の方針

こうした状況に政府も危機感を覚えており、必要な人員確保に力を入れている。

2022(令和4)年12月16日に策定した「国家安全保障戦略」(甲120)や「国家防衛戦略」(甲121)、「防衛力整備計画」(甲122)といういわゆる安保3文書には、「防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化」が項目の一つに挙げられ、「募集能力の一層の強化を図る」ことが明記されている(国家防衛戦略27頁)。そして、防衛力整備計画25頁には、「採用の取組強化」として、「地方協力本部の体制強化や地方公共団体及び関係機関等との連携を強化する。」ことが明記されている。

この安保3文書の施策を具現化するに当たり、部外有識者の知見を取り入れてより実効性を高めることを目的に、防衛大臣の諮問機関として「防衛省・自衛隊の人的基盤の強化に関する有識者検討会」が設置され、2023(令和5)年7月12日には報告書が発表された(甲

123)。この報告書では、人的基盤の強化に向けて、人材確保に向けた様々な施策の方向性が示されるとともに、多様な処遇改善の施策が提案されている。この中で、「新規採用の多くを高校新卒者に依存する状況では、学校などの教育機関や入隊希望者個人を個別にサポートする自衛隊地方協力本部の役割は大きい。」と明記されている（同12頁）。

当然のことながら、地方公共団体から提供を受けた名簿に基づく募集広報も重要な採用施策の一つとして捉えられている。訴状5～6頁で述べたとおり、安倍晋三総理大臣（当時）が2019（令和元）年1月30日衆議院本会議において、「防衛大臣からの要請にもかかわらず、全体の六割以上の自治体から、自衛隊員募集に必要な所要の協力が得られていません。」と発言をしたことを受けて、被告国が2020（令和2）年12月18日に「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」を閣議決定し（甲2）、2021（令和3）年2月5日には「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について（通知）」を発出した（甲3）。これ以降、地方公共団体から自衛隊への名簿提供は著しく増加し、2023年度には全国1741市区町村のうち65%超の1139市区町村が自衛隊に名簿を提供した。

それでも不十分だと考える被告国は、自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針において、「防衛省としては、総務省と連携し、募集対象者情報を有するすべての市区町村から電子データ又は紙媒体の提供が得られることを目指す」としている（甲124・12～13頁）。

2025（令和7）年9月19日に発表された「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」報告書においても、「防衛力の最大の基盤は人であるにもかかわらず、その強化が不十分である現状には危機感を覚える。」として、上記基本方針について「防衛省はこの成果を国民、隊員、隊員の家族に周知し、積極的な広報を進めることによって、国がいかに人的基盤の強化を重視しているかについて理解を醸成することが重要である。」と述べている（甲125・10頁）。

（3）募集業務の状況

自衛隊の地方協力本部は、自衛官及び自衛官候補生の募集事務がその任務の大きな柱の一つとなっている（自衛隊法29条1項）。

情報公開請求で入手した奈良地方協力本部の月間部務報告（甲126、127）には、具体的な募集業務の状況が詳細に記載されている。

毎月、募集種目毎に募集・採用状況が一覧表で報告されているほか、入隊予定者の見学・説明会や高校生のインターンシップや体験・見学、講演会への協力、イベントなどの広報活動が写真付きで紹介されている。

(4) 収集された情報の活用状況

2003（平成15）年4月22日、毎日新聞は「自衛官募集に住基情報」という記事を掲載し、新聞協会賞を受賞した（甲110）。この記事によると、自衛隊石川地方連絡部（地連）と石川県が作成した市町村向けのマニュアル「自衛官募集事務の手引」において、個人4情報に加え、「世帯主との続き柄および世帯主氏名」や「職業、健康状態など募集上参考となる事項」までも市町村から地連に提供するように取り決めていた。実際、石川県七尾市は、保護者名を記載した適齢者名簿を地連に提供していた。その後の防衛庁（当時）調査では、戸籍や親の職業まで収集していたことも判明した。また、毎日新聞取材班の調査では、北海道留萌市で転入届から無職の男性をリストアップし地元地連に提供していたことや山梨地連が中学卒業名簿を修習していたことなどの実態が明らかになった。

この報道を受けて、防衛庁（当時）は「情報収集は4情報に限定」という事務次官通達を発出し、自衛隊石川地連と石川県が2004（平成16）年3月に発行した「自衛官募集事務の手引」（甲129）でも、「自衛隊地方連絡部が自衛官の募集事務に関し都道府県知事及び市町村長各位から提供を受ける適齢者情報につきましては、今後、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4つの情報に限定することとしたところです。」と記されている。しかし、都道府県に対して、広報誌類への募集記事の掲載及び各種広報媒体による広報、広報車による巡回広報、教育委員会、学校、職業安定所等関係機関への募集広報の協力の要請など募集事務に係る計画の策定及び実施に関する依頼をするとともに、各市町村における募集事務に係る計画の策定及び実施として、部隊等の見学の勧奨、自衛隊協力会、防衛協会、自衛隊父兄会、隊友会等の協力団体及び募集相談員との連携、町内会、青年団、婦人会、消防団、理髪組合等市町村内の各種団体に対する募集広報の依頼、自衛隊地方連絡部に対する適齢者情報の提供、募集適齢者、志願者等に対する個別広報などを市町村に呼びかけることを求めており、地方公共団体と連携を取りながら個人4情報を最大限活用して自衛官の募集事務を遂行しようという強い意欲が窺える。

自衛隊は、情報保全隊を設けており、自衛隊の秘密を探知する動き、

自衛隊の施設等に対する襲撃、自衛隊の業務に対する妨害、隊員を不法なことに利用する動きなどの自衛隊に対する外部からの働きかけから部隊を保全することを任務としている。そのため、上記のようなことを行う可能性のある団体等の動き、活動、また、これらの団体等による隊員あるいは家族に対する接触状況等が情報収集の対象となる。情報保全隊は、本名を明らかにせずに自衛隊員のイラク派遣に反対するライブ活動を行っていた人物の本名及び職業（勤務先）を探索し、今後のライブ活動の予定に関する情報を収集していた。これについて、仙台高裁は、情報保全隊によるこの情報収集、保有について、プライバシー侵害を認めて違法だと判断した（仙台高判平成28年2月2日）。

こうした実態からも、自衛隊が地方公共団体から収集した個人4情報と独自に収集した情報をマッチングさせてプロファイリングする懸念は拭いきれない。

戦前、徴兵制のもとで全国の市町村に兵事係という部署があり、徴兵適齢者名簿を軍に提供したり、現役兵らの性格・風評・家庭環境などの個人情報を調べて「現役兵身上明細書」を作成して軍に提供したりするなど、地方行政機関が国家の下請けとなり、戦争体制を支える精密な仕組みが整っていた。自衛隊が名簿提供を求めるのも、自衛隊の人的基盤の強化のために自治体に下請け的な業務を担わせる仕組みを整えてゆくこと自体に狙いがあるとの指摘もある（甲118）。

（5）防衛省・自衛隊のみ特別扱い

住基法上の個人4情報について、地方公共団体から紙媒体又は電子媒体によって提供を受けているのは防衛省・自衛隊だけである。住基法11条1項によって、適齢対象者全員の個人4情報を閲覧しているのも防衛省・自衛隊以外には存在しない（甲130）。

なぜ、防衛省・自衛隊だけ個人情報の取得について特別扱いされるのか、全く理由が見つからない。早稲田大学法学部の愛敬浩二教授も「住基法の本来の目的は行政の合理化と住民の利便性にあり、自衛官の募集に使うのは目的外使用に近い」「明確な法的根拠がないまま個人情報を自衛隊に渡し、不安を感じさせれば、憲法上の権利侵害にあたりうる。せめて本人の同意は必要があるのではないかと述べている（甲131）。

自衛隊の求人活動のために個人情報を提供することの問題点が、改めて浮き彫りになる。

3 まとめ

そもそも、①関係機関への個人情報提供を認める立法趣旨が明らかになっているものはない上、以上見てきたような防衛省・自衛隊の募集事務の実態に照らせば、②保護されるべき利益は明確とは言えず、提供される範囲も合理的なものに限っているとは到底言えない。

被告らが主張する自衛隊法97条1項や自衛隊法施行令120条は本件条例8条1項1号の「法令等」に該当しないことは明白であり、本件名簿提供は明らかに違法である。

以上